

## 1. 留学生の受入促進

(1983-) 「留学生10万人計画」

(2008) 「留学生30万人計画」

- 1) (2009~) 「大学の国際化のためのネットワーク形成推進」事業  
 (“Global30”)

## 2. 政府主導のリージョナルな学生の流動性の促進

- 2) (2011~) 「大学の世界展開力強化事業(キャンパス・アジア等)」

## 3. グローバル人材育成の必要性の高まり

(2011) 「グローバル人材育成推進会議」

- 3) (2012~) 「グローバル人材育成推進事業」 (“Go Global Japan”(GGJ))

## 4. 更なる徹底した大学の国際化、留学生交流の推進を目指して

(2013) 「教育再生実行会議(第3次提言)」、「日本再興戦略」

(2013) 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」

- 4) (2014~) 「スーパーグローバル大学等事業」

(2014~) 「海外留学支援制度(グローバル人材育成コミュニティ)の創設」

# 大学のグローバル化に関する諸制度の変遷

## 1. 留学の促進(昭和49年～)

### ○留学

・大学の判断により、履修できる授業科目や単位認定の方法等、大学間で協議を済ませた外国の大学で学修することをいう。大学の判断で修業年限に通算することが可能。

### ○単位互換協定

・国内大学間と同様に、我が国の大学が外国の大学又は短期大学と単位互換協定を結んだ場合、留学等により修得した単位について、自大学で修得したものとみなすことができる。

## 2. 高等教育の国境を超えた展開への対応(平成16年～)

### ○外国大学日本校の指定制度

・外国大学の日本校のうち、当該外国の学校教育制度において当該外国大学の一部と位置付けられているものを指定し、当該外国大学に準じて取り扱うことを可能とする制度。

### ○海外キャンパス

・我が国の大学が外国において学部、研究科、学科等の組織を置いて教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたのものについては我が国の大学の一部(海外校)として位置付けることを可能とするための制度。

## 3. 学事暦の多様化(平成19年～)

### ○入学時期の弾力化

・学校教育法施行規則の改正を行い、学年の始期を四月以外とすることを可能にした(平成19年)  
・学年の始期及び終期は、学長が定めることとした。

### ○学事暦の柔軟化

・大学設置基準の改正を行い、学事暦(アカデミック・カレンダー)を柔軟化(平成25年)  
・4学期制等の柔軟な採用を可能にした。

## 4. 外国大学との国際教育連携・さらなる国際展開に向けて

### ◇外国大学とのジョイント・ディグリー

・連携する大学間で開設された共同プログラムを修了した際に、複数の大学が共同で単一の学位を授与する制度で、欧州を中心に発展。

### ◇海外サテライト(仮称)

・上記の海外キャンパスのように学部・学科等の大規模な組織は設けず、国内のサテライトキャンパスのように簡易な方法で海外展開を可能にする制度。